

特定非営利活動法人 あんしんネット 定款

第1章 総 則



第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人あんしんネットと称する。

第2条（事務所）

この法人は主たる事務所を岡山市内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、地域で生活するすべての人々を対象として、「介護保険制度」「支援費制度」「介護予防」「生活支援事業」「女性労働促進事業」「託児事業」「教育事業」などの普及啓発活動及び前記のサービス提供を行い、安心して個人が尊重された生活を営むことができる環境及び生きがい創出に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 環境の保全を図る活動
- 5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- 1) 情報誌の発行
- 2) 訪問介護事業
- 3) 通所介護事業
- 4) 居宅介護支援事業
- 5) グループホーム事業
- 6) ヘルパー教育
- 7) 福祉用具貸与

- 8) 税務・法律等の相談会
- 9) 学童保育事業の運営
- 10) シルバー人材派遣
- 11) 外出支援サービス
- 12) 住宅改修
- 13) 配食サービス
- 14) 洗濯サービス
- 15) 聰導速読の研究と普及
- 16) 福祉用具展示場等の運営受託
- 17) 上記に付帯する一切の事業

第3章 会 員

第6条（会員の種類）

この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

第7条（入会金及び会費）

この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができる。

- 2 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 入会金及び会費の額は、理事会において別に定める。

第8条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとなすことができる。

- 1) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき
- 2) 繼続して2年以上会費を滞納したとき

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 法令、この法人の定款又は規則に違反したとき
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第10条（会費等の不返還）

この法人は、すでに納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

第11条（役員の種類及び定数）

この法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 10人以上20人以内
 - 2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、副理事長を2人以内、専務理事を1人とする。

第12条（選任等）

理事及び監事は、総会で選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第13条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、法人の実務をつかさどり、且つ事務局を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款を定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - 4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

第14条（任期等）

役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の在存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第15条（解任）

役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第16条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

第17条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第18条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第19条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 役員の選任、報酬及び職務
- 5) 事業報告及び活動決算

- 6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

第20条（開催）

通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
 - 2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合
 - 3) 第13条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合

第21条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。
- 3 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

第22条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第23条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第24条（議決）

総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会における議決事項は、第21条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

第25条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、第23条、前条第1項、次条第1項第2号、第41条、第42条第2項及び第43条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 5 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第26条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - 2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - 3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - 4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第27条（構成）

理事会は、理事をもって構成する

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第28条（権能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- 2) 入会金及び会費の額
- 3) 総会に付すべき事項
- 4) 事務局の組織及び運営
- 5) その他この法人の運営に関する必要な事項

第29条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めた場合
- 2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
- 3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合

第30条（招集）

理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会日の1週間前までに通知をしなければならない。
- 3 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

第31条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第32条（議決）

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

第33条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第34条(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第35条(資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品
- 4) 事業に伴う収益
- 5) 資産から生じる収益
- 6) その他の収益

第36条(資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第37条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第38条(会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

第39条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

第40条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第41条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- 10) 定款の変更に関する事項

第42条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産
- 6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

第43条（合併）

この法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証

を受けなければ合併することができない。

第44条（残余財産の帰属先）

この法人が解散の際に有する残余財産は、国に譲渡するものとする。

第9章 雜則

第45条（事務局）

この法人は、事務処理をするため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第46条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第47条（実施規則）

この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 中嶋 祥文
副理事長 青木 文明
副理事長 和氣 一栄
理 事 生本 覚
理 事 梶谷 俊介
理 事 岸本 浩二
理 事 高田 美紀子
理 事 塚本 晃久
理 事 長崎 信行
理 事 中嶋 徳美
理 事 濱田 正信
理 事 三宅 章
理 事 森田 富士子
監 事 西下 裕平

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成16年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び年会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1口 20,000円とする。
 - (2) 年会費 個人及び団体は、30,000円とする。
- 7 法人の趣旨に賛同する贊助正会員及び贊助会員の入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。

入会金 贊助正会員は30,000円、贊助会員は団体50,000円、個人20,000円とする。
年会費 贊助正会員は30,000円、贊助会員は団体60,000円、個人30,000円とする。
- 8 正会員は、事業遂行上知り得た秘密を他に漏洩することを禁止する。
- 9 第2条の変更については平成17年7月28日より実施する。
- 10 第46条の変更については平成29年8月22日より実施する。